

第一種特定原産地証明書
発給申請マニュアル
- 発給システム操作編 -

データ交換に基づく
発給申請の方法

2023年6月

日本商工会議所

経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室監修

もくじ

1. データ交換の概要	3
2. 第一種特定原産地証明書の発給申請書を入力する	4
(1) 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする	4
(2) [発給申請書入力] 画面を開く	4
(3) 発給申請書を提出する	6
3. 再発給申請をする	15
(1) 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする	15
(2) [発給申請書入力] 画面を開く	15
(3) 再発給申請書を提出する	17
4. 発給手数料の支払いについて	20
(1) 発給手数料について	20
(2) 発給手数料の納付方法	20
5. 第一種特定原産地証明書の交付方法	23
6. データ交換に関するQ&A	27

1 データ交換の概要

データ交換とは、輸出国の発給当局が輸入国税関と直接特定原産地証明書を電子的に交換する仕組みです。日本からの輸出については、第一種特定原産地証明書発給システム（以下、「発給システム」）上で、特定原産地証明書の内容がデータ化されて直接発給システムから相手国税関に送付されます。

日本、相手国双方での特定原産地証明書の受け渡しが電子データ化されることで、これまで必要とされていた、窓口での特定原産地証明書の紙原本の受取や輸入者への紙原本の郵送が不要となります。ただし、発給された特定原産地証明書の番号等について、申請者から輸入者に通知する必要があります。

データ交換が導入されると、発給システム上での発給申請書入力画面が一部変更になります。具体的には、「積込地、経由地、仕向地」（下記コード一覧表のシート「英文港名」）、「第三国インボイスの発行者の国名」（下記コード一覧表のシート「国名コード」）、「製品の梱包形態」、「製品の梱包単位」「製品の重量・数量単位」が、自由記入ではなくコード選択式になります。各項目のコードは、以下のとおりです。

（コード一覧表）

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/ijepa-ecoappendixcode.xlsx>

【2023年6月21日追記】「積込地、経由地、仕向地」を選択する際のコード一覧である「英文港名」のシートについて、Country Codeのうち、「JP」（日本）のLocation Code（積込地）における選択可能なコード（港名）を168か所 → 2,176か所に増加

また、任意入力項目として、輸入者IDが追加されるとともに、同一製品にインボイス情報（番号、日付）を最大5個まで入力できるようになります。

発給システムの入力項目の変更・追加に伴い、TSVデータの項目も変更になります。データ交換に対応したTSVデータについては、「TSV形式での新規入力について」（P6）をご覧ください。

【2023年6月27日修正】

輸入通関の手続きでは、輸入者がe-CO（電子原産地証明書）番号を提示し、インドネシア税関が当該e-CO番号の受信を確認できればe-COの利用が可能です。

輸入者は、インドネシア税関が輸入者向けに公開している「INDONESIA NATIONAL SINGLE WINDOW」（以下、「INSW」）のサイトから、e-COの受信状況を確認することができます。INSWでe-COの受信が確認できれば、輸入者にてINSWでの受信画面を印刷してインドネシア税関に提示することなどにより輸入通関を行うことが可能です。具体的な申告手続きはインドネシア税関にご確認ください。

e-COの交付後、24時間以上経過しても発給システム上の送信ステータスが「送信中」から「送信完了」に移行しない場合、発給申請者から輸入者に対し、INSWでe-COの受信状況を確認するようお願いください。（インドネシア税関側にe-COが届くと、送信ステータスが「送信完了」に移行します。）

2 第一種特定原産地証明書の発給申請書を入力する

第一種特定原産地証明書発給システムから、発給申請書を入力し、申請手続きをします。

(1) 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ①第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- ②画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする
- ③ログイン画面で、[ユーザーID] と [パスワード] を入力し、[ログイン] ボタンをクリックする
[メインメニュー] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム

ユーザーID
パスワード

ログイン 終了

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。
なお、登録する場合には[こちら](#)をご利用ください。

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合には[こちら](#)より再発行手続きをお取りください。

(2) [発給申請書入力] 画面を開く

- ① [発給申請] メニューの [発給申請書入力] をクリックする
[発給申請状況照会 一覧] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム

ログアウト

ご利用者	判定依頼中	1件	発給申請中	1件	企業	判定依頼中	1件	発給申請中	2件
	判定手続中	0件	発給手続中	1件		判定手続中	0件	発給手続中	1件
	誓約書申請	0件	交付準備完了	9件		誓約書申請	0件	交付準備完了	9件

※有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは【0件】です。

■■■■■■■■■ メインメニュー ■■■■■■■■■

【研修環境】原産品判定

[原産品判定依頼書入力](#)

[原産品同意通知書入力](#)

[原産品利用状況](#)

【研修環境】発給申請

[発給申請書入力](#)

[原産品同意通知書照会](#)

[引換書・受領書印刷](#)

- ② [発給申請状況照会 一覧] 画面の [新規入力] ボタン (B) をクリックする
[発給申請書入力] 画面が表示されます。

発給申請状況照会 一覧

メニューに戻る

発給受付番号		状態		産品情報	
申請日		申請者名 (部分一致)	上高地		
証明書番号 (完全一致)		輸入者名 (部分一致)			
協定	日インドネシア協定	発給事務所		1頁表示件数	20
送信ステータス		並び順	<input checked="" type="radio"/> 指定	発行番号	並び
			<input type="radio"/> パターン	申請日昇降協定変更	

検索表示

※申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2000年5月1日→20000501)
 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	産品	手数料 (円)	送信 ステータス	再発	修正	削除	複写	再発	印刷	申請 書印刷
インドネシア	063808705	2023/04/27	交付済	*****	上高地 花	上高地 花	B&I CHAY BRID	2,050	送信完了	<input type="radio"/>	<input type="button" value="修正"/>	<input type="button" value="削除"/>	<input type="button" value="複写"/>	<input type="button" value="再発"/>	<input type="button" value="印刷"/>	<input type="button" value="申請書印刷"/>

■ [状態] 欄のステータスについて

- **発給申請**…発給申請中（受理前のため、申請者によって申請取消が可能）の状態。
- **手続中**…発給事務所が、発給申請を受理し、審査している状態。
- **手続中（承認）**…審査が完了し、手数料額が確定した状態。クレジット決済もしくは事前振込による手数料の支払いが完了すると「交付済」になる。後日払いの場合は、承認後、直ちに「交付済」になる。
- **交付済**…データ交換により、第一種特定原産地証明書が相手国税関に送付されている状態。また、証明書のPDFファイルをダウンロードできる状態。
- **保存**…入力した情報が保存されているだけの発給申請前の状態。
保留…審査段階で、内容の不備などの理由で差し戻された状態。「修正」ボタンから再度発給申請が可能。
- **否決**…発給申請が否決された状態。

■ [送信ステータス] の欄について

- **送信中**…相手国税関にe-COが送信されている最中の状態。
- **送信完了**…相手国税関にe-COが届き受理された状態。
- **取消中**…再発給申請が「交付済」になり、再発給元のe-COに対する取消データが相手国税関に送信されている最中の状態。
- **取消済**…再発給元のe-COに対する取消データが相手国税関に届き受理された状態。
- **送信中（リトライ中）**…相手国税関にe-COが正常に送信されなかったため、再度e-COの送信を行っている最中の状態。
- **取消中（リトライ中）**…相手国税関に再発給元のe-COに対する取消データが正常に送信されなかったため、再度取消データの送信を行っている最中の状態。

⚠ 注意

- [状態] のステータス欄が [手続中]、[手続中（承認）]、[交付済]、[否決] になっている場合は、発給申請者による情報の変更はできません。
- [状態] のステータス欄が [発給申請] になっている場合は、[申請取消] ボタンを押すことで [保存] に戻り、情報の変更が可能になります。
- データ交換については、[交付準備完了] のステータスはありません。
- また、手数料の納付方法が「後日払い」の場合、[手続中（承認）] のステータスはなく、発給事務所による承認後、直ちに [交付済] になります。

- 初回入力時のサイナーと異なるサイナーが入力内容の修正作業などを行った場合、新たに作業をしたサイナーに名前が変更されますのでご注意ください。

メモ

- [状態] のステータス欄が [発給申請]、[手続中]、[手続中(承認)]、[交付済] の情報を複製して新規入力をする場合は、検索メニュー (A) を入力して、[検索表示] ボタンをクリックします。(C) に検索結果が表示されるので、複製したい発給申請情報の [複] ボタンをクリックします。
- データ交換開始前に発給申請した情報を複製して新規入力することはできません。新規で、データ交換に対応した発給申請を行ってください。
- 保存した情報を修正・削除するには、検索メニュー (A) を入力して、[検索表示] ボタンをクリックします。(C) に検索結果が表示されるので、状態が「保存」「保留」の場合、修正・削除したい発給申請情報の [修]、または [削] ボタンをクリックします。
- [発給申請] になっている案件は、「発給申請状況照会 一覧」画面で当該発給申請の「受付番号」をクリックし、発給申請書参照画面の一番下にある「申請取消」ボタンをクリックすることで [保存] に戻すことができます。その後、「保存」状態になっている「受付番号」をクリックし、発給申請書参照の一番下にある「修正」ボタンを押すことで修正が可能です。
- 状態が「手続中」の場合、発給事務所に審査を行っている最中であり、申請者は発給システム上での修正ができません。修正を希望する場合は、発給事務所にご連絡ください。
- 状態が「手続中(承認)」または「交付済」の場合、修正・削除できませんので、記載事項の変更がある場合は「**再発給申請**」(P.15参照)を行ってください。

■ TSV 形式での新規入力について

入力作業を効率化するため、TSVファイルを利用した申請方法があります。(D) [TSV形式で新規入力] をクリックして、[発給申請TSV取込] を参照してください。TSVを作成するための発給申請情報登録 (HED情報および産品情報) を掲載しています。

(3) 発給申請書を提出する

① [発給申請書入力] 画面で、必要な情報を入力・コード選択する

注意

- [発給事務所]、[Number and kind of package (包装数量・単位・形態)] 欄、および入力項目名の左側に◎のある項目は必ず入力してください。
- [協定] 欄で協定名を誤ったまま入力をして、入力後に [協定] 欄の内容を変更すると、協定により異なる一部の入力情報が削除されます。協定名の選択は最初によく確認してから行ってください。
- [協定] 欄を選択後、カーソルを次の入力項目に移動せずにマウスホイールで画面下部へスクロールすると、選択した協定が動いてしまうことがあるのでご注意ください。

- 各協定で使用するHSコード、原産地基準などが違うため、同じ輸出品を複数の協定に基づき発給申請したい場合は、協定ごとに発給申請をしてください。
- 注記に従い、全角・半角文字に注意して入力してください。
- 「和文」とある項目は日本語で、「英文」とある項目は英語（アルファベット）で入力してください。

■ [協定] ～ [発給事務所] 欄

発給申請書入力 メニューに戻る

キャンセル 保存 発給申請

発給申請書

日本商工会議所 御中 注意事項

1. 当社/私は、種別発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
2. 当社/私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間（日・ブルネイ協定、日・アセアン協定、日・スイス協定、日・ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
3. 当社/私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - ①当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - ②当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
 - ③当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと
4. 当社/私は、システムサービス利用規約の内容を確認し、その定めに従って本サービスを利用することを誓約します。

以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入します。

※発給申請する協定名、証明書の発給事務所を選択してください。

協定	日インドネシア協定
発給事務所	

■ [発給申請者] の項目

■発給申請者

第一種特定原産地証明書の発給申請は、原産品判定依頼により原産品として判定された商品の輸出者が行うことができます。発給申請者が当該商品の判定依頼者ではない場合は、予め当該商品の判定依頼者から同意通知を受けてください。

※発給申請者の情報を記入してください。

英文社名および英文所在地は、証明書に印字されます。

発給申請者	◎ 和文氏名	日商 次郎
	◎ 英文氏名	Jiro Nishio
	◎ 企業登録番号	A
	◎ 和文社名(履歴)	RCEPテスト 株式会社
	◎ 英文社名	RCPtest
	◎ 和文役職:全角	部長
	◎ 英文役職:半角	Manager
	◎ 電話番号:半角	03-1234-5678
	◎ FAX番号:半角	
	◎ E-mail:半角	jcc_test303@exceedone.co.jp
	◎ 郵便番号	〒 100 - 0005
	◎ 和文所在地	東京都千代田区丸の内3-2-2
◎ 英文所在地	2-2,Marunouchi 3-Chome,Chiyodaku,Tokyo 100-0005	



- [発給申請者] の項目は、ログインしたサイナーの情報に紐づき自動で入力されています。内容を確認してください。
- 日インドネシア協定の発給申請を行うことができるのは、輸出者のみです。
- 英文所在地における末尾の「,JAPAN」は、データ交換では、自動的に「Japan」の国名コードが付与されて相手国税関に送信されるため、発給申請書上表示されません。なお、特定原産地証明書のPDFファイルの「1.Exporter's name, address and country:」については、末尾に「,JAPAN」が印字されます。

■ [輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地等]

■ 輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地等

※輸入者(輸入申告者)又は荷受人の名称、所在地等を記入してください。

輸入者IDは輸入者から要望がある場合のみ入力してください。

英文社名および所在地は、証明書に印字されます。

英文社名は半角英数字、半角記号70字以内、英文所在地は半角英数字、半角記号260字以内で入力してください。

輸入者	輸入者ID	入力	<input type="text"/>	
	◎ 英文社名：半角	<input type="text"/>		
	◎ 英文所在地：半角 ※国名は記載しないでください。 ※カンマ(,)の後はスペースを入れてください。	国名：INDONESIA	<input type="text"/>	
	電話番号：半角	<input type="text"/>		
	FAX番号：半角	<input type="text"/>		

 注意

- データ交換における[輸入者]の[英文所在地]欄では、国名は記載しないでください。
- 輸入者IDは、輸入者から輸出者に対してe-COに入力してほしいと要望があった場合に入力する、任意入力項目です。入力する場合は、「入力」ボタンをクリックした後、入力してください。

 メモ

- [輸入者]欄には、対象産品を輸入するEPA締約相手国の英文輸入者(輸入申告者)名、および住所を入力してください。

■ [輸送手段]の項目

■ 輸送手段

※船積日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)を記入してください。

船積(予定)日は必ず記入してください。

積込地、経由地および仕向地は選択してください。

便名(船名またはフライトナンバー)については分かる範囲で記入してください。

原産地証明書が遡及して発給される場合には、船積日、積込地、便名は必ず記入あるいは選択してください。

遡及して発給される場合は、欄8に"ISSUED RETROACTIVELY"と印字されます。

「e-COデータとして送信しない項目(証明書に記載しない項目)」は、右端のチェックボックスをはずしてください

(ただし、遡及して発給される場合の船積日は、チェックの有無にかかわらず証明書に記載されます)。

積込地、経由地、仕向地は選択、便名は半角英数字、半角記号50字以内で記入してください。

積込地、経由地、仕向地のいずれかを選択した場合、便名の記入が必須になります。

また、積込地、経由地、仕向地のいずれかについて「e-COデータとして送信する(証明書に記載する)」をチェックしている場合、便名もe-COデータとして送信(証明書に印字)されます。

協定に基づき、インドネシアに輸出される産品が関税上的の特恵待遇を得るためには、協定第33条の積送基準に適合していなければなりません。

e-COデータと送信する(証明書に記載する)

Means of Transport and route	◎ 船積日(予定日)	<input type="text"/>	(yyyyymmdd形式で入力してください)	<input checked="" type="checkbox"/>
	積込地：英文	積込地	値を選択してください	<input checked="" type="checkbox"/>
	経由地：英文 (インドネシア・日本以外)	国選択	値を選択してください	<input checked="" type="checkbox"/>
		経由地	値を選択してください	<input checked="" type="checkbox"/>
	仕向地：英文	仕向地	値を選択してください	<input checked="" type="checkbox"/>
便名：英文	<input type="text"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	



Means of Transport and route	◎ 船積日(予定日)		{yyyyymmdd形式で入力してください}	<input checked="" type="checkbox"/>
	積込地: 英文	積込地	値を選択してください ▲	<input checked="" type="checkbox"/>
	経由地: 英文 (インドネシア・日本以外)	国選択 経由地	<input type="text" value="k"/> JPXAR : Karatsu JPXGZ : Kochi JPXII : Kiiwa JPXIS : Kawaishi JPXIX : Kansai Int Apt JPXKJ : Kitakyushu JPXNJ : Nansoto JPXNP : KUMAMOTO - KUMAMOTO	<input checked="" type="checkbox"/>
	仕向地: 英文	仕向地		<input checked="" type="checkbox"/>
	便名: 英文			<input checked="" type="checkbox"/>

⚠ 注意

- 遡及発給かを確認するため、[Means of Transport and route] (輸送手段) 欄の [船積日 (予定日)] 欄は必ず入力してください。「遡及発給」でない場合で、船積日が直前に変更となる可能性がある場合は、右側のチェックボックスのチェックを外すことで、e-COデータとして送信しない(証明書に印字しない)ことが可能です。
- 「遡及発給」となった場合、右側のチェックボックスを外していても、船積日がe-COデータとして強制的に送信(証明書に強制的に印字)されます。発給申請の時点では船積日前でも、承認された段階で「遡及発給」となる可能性がありますので、ご注意ください。
- [積込地]、[経由地]、[仕向地]、および[便名]欄は、わかる範囲で入力してください。e-COデータとして送信しない(証明書に印字しない)項目は、右側のチェックボックスのチェックを外してください。遡及発給の場合、積込地など必須記載項目がありますので、船積後の確定情報を確認のうえ、各項目のチェックを残して発給申請を行ってください。
- **[積込地]、[経由地]、[仕向地]のいずれかのチェックボックスに☑を選択した場合、[便名]の記入が必須になります。**
- [経由地]が複数ある場合はどの地名を入力しても構いません。

✎ メモ

- 「積込地」、「仕向地」のコードを選択する場合、「値を選択してください」の欄をクリックすると、地名の入力欄が表示されるので、地名のアルファベットを入力してください。アルファベットを入力すると、地名の候補が表示されますので、該当する地名を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。
- 「経由地」のコードを選択する場合、「国選択」欄の「値を選択してください」の欄をクリックすると、国名の入力欄が表示されるので、国名のアルファベットを入力してください。アルファベットを入力すると、国名の候補が表示されますので、該当する国名を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど、候補が絞られます。次に、「経由地」欄の「値を選択してください」の欄をクリックすると、経由地の入力欄が表示されるので、経由地のアルファベットを入力してください。アルファベットを入力すると、経由地の候補が表示されますので、該当する経由地を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。
- 遡及発給の場合、特定原産地証明書のPDFファイルの [Means of Transport and route] (輸送

手段) 欄に船積日 (予定日)、Remarks欄に「ISSUED RETROACTIVELY」が自動で印刷されます。

- [積込地]、[経由地]、[仕向地] について、e-COデータとして送信されるのはコード値のみで、港名は送信されません。特定原産地証明書のPDFファイルには、コード値と港名の両方が記載されます。

■ [第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者]

■第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者 (※該当する場合のみ)

※インボイスが原産地証明書の発給を受けた輸出者以外の第三国に所在する者により発行される場合には、第三国においてインボイスを発行した者の登記上または戸籍上のフルネームおよび所在地を記入してください。英文名称は半角英数字、半角記号70字以内、英文所在地は国名を選択するとともに、国名以外については、半角英数字、半角記号190字以内で入力してください。

第三国インボイスの発行者	英文名称：半角	<input type="text"/>
	英文所在地：半角 ※国名はここから 選択してください (インドネシア・ 日本以外)	国選択 <input type="text" value="値を選択してください"/>

⚠ 注意

- 第三国で発行されたインボイスを輸入国税関に提出する場合、インボイス発行者の英文名称、英文所在地を入力してください。英文所在地については、最初に国名を選択します。「国選択」欄の「値を選択してください」の欄をクリックすると、国名の入力欄が表示されるので、国名のアルファベットを入力してください。アルファベットを入力すると、国名の候補が表示されますので、該当する国名を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。

✎ メモ

<第三国インボイス利用時の第三国の輸出者の記載ルール (日インドネシア協定)>

輸入申告時に第三国インボイスを利用する場合、

- 第三国で発行されたインボイス番号・日付が発給申請時に判明している場合
⇒ [製品情報入力] 画面で、第三国の輸出者発行のインボイス番号、および日付を入力する。
⇒ [第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者] の項目で、第三国の輸出者の英文名称・所在地を入力する。
- 第三国で発行されたインボイス番号・日付が発給申請時に不明 (未確定) の場合
⇒ [製品情報入力] 画面で、日本の輸出者発行のインボイス番号、および日付を入力する。
⇒ [第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者] の項目で、第三国の輸出者の英文名称・所在地を入力する。

■ [原産品名・数量・インボイス番号など] の項目（「産品情報入力」画面）

[産品情報入力・修正／削除] ボタンをクリックして、[産品情報入力] 画面から産品情報を入力します。詳細は以下のとおりです。

■原産品名・数量・インボイス番号など

※原産品判定番号が正しいか今一度確認してください。

特に複数の生産者から、同一原産品名の同意通知を受けている場合、ISV取り込みや複写で申請されている場合はご注意ください。



産品情報入力 メニューに戻る

産品ごとに、原産品判定番号、重量または数量(半角英数字、半角記号15字以内、単位は選択)、インボイス番号(半角英数字、半角記号25字以内)及び日付を記入(選択)し登録ボタンをクリックしてください。(入力されると一覧に反映) 原産品一覧選択ボタンをクリックして産品を選択するか、原産品判定番号が分かる場合は直接数字を入力してTABキーを押してください。

※重量および単位コードの選択に関して不明な等がございましたら、日本商工会議所国際部や発給事務所ではなく、輸入者を通じてインドネシア税関に照会してください。

原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス及びHSコードに相当する品名と実質的に同一となるよう記入してください。ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的にかつ一般的な商品名を記入してください。(半角英数字、半角記号500字以内)

※日インドネシア協定においては、原産地証明書の品名記載をめぐる通関トラブルが複数発生しておりますので、こちらを御確認の上、記入してください。

②
インボイス日付欄の日付は、発給申請日より前であることが必要です。インボイスは輸入のために発行されたものである必要があります。③
①第三国においてインボイスが発行された場合、第三国インボイスの番号及び日付を記入してください。
④第三国インボイスの番号が不明の場合は、日本の輸出者の発行によるインボイス番号及び日付を記入してください。
⑤第三国においてインボイスが発行された場合、証明書に第三国インボイス発行者に関する情報(英文名称、英文所在地)の記入が必要となります。産品情報入力画面から発給申請者入力画面へお戻りいただき、産品情報入力ボタンの上の「第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者」欄に記入してください。

① 原産品判定番号	原産品名	重量または数量	単位
原産品一覧選択 (直接入力)			重量 ○ 数量 値を選択してください *
HSコード	原産地証明書に印字される原産品名	同意有効期限	インボイス番号 追加
			インボイス日付

登録 削除 戻る

産品入力済一覧					
判定番号	HSコード	原産地証明書に印字される原産品名	数量	単位	インボイス番号

項目	概要
① 原産品判定番号	[原産品一覧選択] ボタンをクリックすると、発給申請可能な原産品判定番号一覧がポップアップで表示されます。発給申請したい輸出産品の原産品判定番号をクリックすると、選択した産品情報が自動で入力されます。原産品判定番号を直接入力することも可能です。
② 原産品名	①の [原産品判定番号] 欄に入力した番号に紐づいた原産品名が自動で入力されます。
③ 重量または数量 単位	[重量または数量] 欄に数字を入力するとともに、[単位] 欄で該当のコードを選択してください。[単位] 欄は、「重量」もしくは「数量」を選択した後、「値を選択してください」の欄をクリックすると表示される単位の入力欄に単位のアルファベットを入力し、表示される候補一覧から該当の単位を選択します。入力

	するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。
④ HSコード 企業登録番号 同意有効期限	①の〔原産品判定番号〕欄の入力情報に紐づいたHSコード、企業登録番号、同意有効期限が自動で入力されます。
⑤ 原産地証明書に印字される原産品名	①の〔原産品判定番号〕欄の入力情報に紐づいた原産品名が自動で入力されますが、インボイスとHSコードに相当する品名と②の原産品名が実質的に同一となる範囲内で加筆等が可能です。機種名や型番のみの入力では第一種特定原産地証明書を発行できません。
⑥ インボイス番号 インボイス日付	インボイス番号と日付を入力します。 1 製品に対応するインボイスが複数ある場合は、「追加」ボタンをクリックすると、2 つ目の入力が可能になります。1 製品あたり最大 5 つのインボイス情報の入力が可能です。
⑦ 登録ボタン	クリックすると、入力情報を登録します。 登録後、⑧の〔製品入力済一覧〕に、製品情報が表示されます。 輸出製品が複数ある場合には、①～⑦の入力を繰り返し行います。すべての輸出製品の登録が完了したら、〔戻る〕ボタンをクリックして〔発給申請書入力〕画面に戻ります。
⑧ 製品入力済一覧	登録済みの製品情報が一覧表示されます。

■ [荷印・荷物番号／包装数量・包装単位・包装形態] の項目

■荷印および荷物番号／包装数量、包装単位、包装形態

※ケースマーク(荷印・荷物番号)を記入してください。(半角英数字、半角記号300文字以内)

入力がない場合は「/」が印字されます。

※荷姿(包装数量・単位・形態)を選択・記入してください。(数量は半角数字8文字以内)

全ての項目を選択・記入する必要があります。

包装単位および包装形態が複数ある場合は、最も代表的なコードを選んでください。

製品に係る情報	Marks and numbers (荷印・荷物番号)	<input type="text"/>
	Number and kind of package (包装数量・単位・形態) ⑤	包装数量 <input type="text"/> 包装単位 <input type="text" value="値を選択してください"/> * 包装形態 <input type="text" value="値を選択してください"/> *

包装形態コードおよび単位コードの一覧表は、下記リンク先のエクセルシート

梱包単位 (Appendix A.9) および梱包形態 (Appendix A.10) をご覧ください。

<https://www.jccr.or.jp/xenzanchi/eva/20230413-linea-ecuseoendixcode.xlsx>

※包装単位コードおよび包装形態コードの選択に関して不明点等がございましたら、日本商工会議所国際部や各発給事務所ではなく、

輸入者を通じてインドネシア税関に照会してください。

⚠ 注意

- [Marks and numbers (荷印・荷物番号)] 欄の入力では改行をしないでください。
- 特定原産品とそうでないものが混載されている場合、[Marks and numbers (荷印・荷物番号)] 欄には特定原産品のケースマーク (荷印) のみを入力してください。
- [Number and kind of package (包装数量・単位・形態)] 欄は、全ての項目を選択・記入する

必要があります。

メモ

- [Marks and numbers (荷印・荷物番号)] 欄には、ケースマーク (荷印) を英文で入力してください。入力が無い場合は、第一種特定原産地証明書に「No Marks」と記載されます。
- 「包装単位」欄および「包装形態」欄は、「値を選択してください」の欄をクリックすると入力欄が表示されるのでアルファベットを入力し、表示される候補一覧から該当の包装単位および包装形態を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。

■ [本件に関するご担当者] ~ [審査完了後のメール送信希望の有無] の項目

■ 本件に関するご担当者

入力いただいた個人情報は、特定原産地証明書発給業務のために利用し、同意なく相手国を含む第三者に提供することはありません。

本件に関するご担当者	◎	氏名：全角	<input type="text"/>
	◎	電話番号：半角	<input type="text"/>
		FAX番号：半角	<input type="text"/>
	◎	E-mail：半角	<input type="text"/>

■ 手数料納付・証明書の交付方法

※e-COデータ(システムトラブル時はPDF発給)のため、現金払いと窓口交付、郵送は選択できません。
銀行振込/クレジット決済の場合のe-COデータの送信(証明書の交付)は、ご入金(決済)の確認後になります。

手数料納付方法	<input checked="" type="radio"/> 銀行振込/クレジット決済	交付(受取)方法	<input checked="" type="radio"/> データ交換
---------	---	----------	--

■ 審査完了後のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	<input type="radio"/> 希望する <input checked="" type="radio"/> 希望しない	E-mail：半角	<input type="text"/>
------------	--	-----------	----------------------

※メインメニューで初期値を設定できます。

注意

- 発給申請者との連絡を円滑にする観点から、データ交換の申請については、「E-mail：半角」欄の入力を必須としました。

メモ

- [本件に関するご担当者] 欄では、本発給申請に関する問い合わせ先となる担当者情報を入力してください。
- [本件に関するご担当者] に入力いただいた情報は、特定原産地証明書発給業務のために利用するものであり、同意なく相手国を含む第三者に提供することはありません。
- 手数料納付方法は「銀行振込/クレジット決済」または「後日払い」、交付(受取)方法は「データ交換」と表示されます。
- 手数料の支払いについて詳しくは、「4. 発給手数料の支払いについて」(P20)を参照してください。
- [審査完了後のメール送信希望の有無] では、審査が完了した旨のメールを希望するか選択し

ます。希望する場合は、[E-mail] 欄に送信先のメールアドレスも入力してください。

② [発給申請] をクリックする

発給受付番号が表示され、発給申請が完了します。

tstjcci.or.jp の内容

■手数料納付・証明書の交付方法
発給申請します。
発給にあたり、手数料が発生します。
よろしいですか？

■審査完了後のメール送信希望のオ
E-mail 送信希望 希望する 希望しない
E-mail：半角 tokuteico@jcc
※メインメニ
で初期値を設定できます。

本データは証明書の発給以外の目的で使用することなく、ほかに公表される
産地証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間（日
ナム協定およびRCEP協定は3年間）、発給履歴に保存されます。
もありません。また、経済連携協定に基づく特定原
ネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベト
ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係（印字の際、半角スペースで
は次の行へ印字します）で、文字が証明書にすべて表示されないことがありま
さい（産品名、Marks and numbers 欄は、特にご注意ください）。なお、こ
ことで調整することができます。

保存をすると証明書イメージがご覧いただけます。 キャンセル 保 存 発給申請

発給受付番号

協定：日インドネシア協定
発給受付番号：062259105
発給事務所：東京事務所

新規入力 一覧照会 控え印刷 証明書イメージ閲覧(PDF)

※この番号は、お問い合わせの際に必要になりますので、必ず控えをお取りください。
※ご誓約いただきました下記事実を知ったときは、法第6条に基づき遅滞なく発給事務所にご
連絡ください。
①当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
②当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
③当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと



メモ

- [控え印刷] ボタンをクリックすると、発給申請書の控えを印刷することができます。

3 再発給申請をする

原則として、一度発給した第一種特定原産地証明書（審査が終了して手数料が確定した証明書）の再発給は行っていませんが、記載事項変更の理由に限り、第一種特定原産地証明書発給システムから再発給の申請ができます。

注意

- 再発給には再発給手数料が必要です。誤って、再発給申請ではなく、新規で発給申請を行い、承認後に再発給案件であることが判明すると、元発給分、再発給分に加え、「新規」発給分の手数料負担が生じますので注意してください。再発給手数料は、新規発給手数料と同様の計算方法で算出されます。
- 後日払いの場合を除き、元発給分の支払いが完了した後、再発給申請が可能となります。再発給元の特定原産地証明書の状態が「交付済」の場合（支払いを完了している場合）、再発給ボタンの押下が可能です。
- 再発給申請が可能なのは、輸入者が相手国税関で通関手続きを行う前までです。
- 追加資料の提出を求められる場合や、再発給できない場合もあります。
- 内容確認や追加資料提出依頼などのため、第一種特定原産地証明書の発給事務所から連絡させていただく場合があります。
- PDFファイルをダウンロード・印刷した場合、印刷した特定原産地証明書の返納は不要です。発給申請者のパソコン等からPDFファイルを消去するとともに、印刷した証明書も全て破棄してください。再発給申請をし、「手続中（承認）」になると、元の証明書の「証明書オンライン発給」のボタンが非表示となります。
- ダウンロードしたPDFファイルもしくは印刷した特定原産地証明書を亡失または滅失等した場合、再発給申請は不要です。再度、「証明書オンライン発給」ボタンをクリックし、特定原産地証明書データをダウンロード・印刷してください。

<データ交換実施前に交付された特定原産地証明書（専用紙）の返納について>

- データ交換開始以前に専用紙で発行した特定原産地証明書については、データ交換では再発給出来ませんので、新規で発給申請してください。
- ただし、専用紙で交付された特定原産地証明書については返納する義務があります。証明書の発給事務所まで必ず返納してください。専用紙での証明書が交付される前であれば返納は必要ありませんが、発給手数料は発生します。

(1) 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、発給申請書の入力時と同様です。（P.4を参照）

(2) [発給申請書入力] 画面を開く

- ① [発給申請] メニューの [発給申請書入力] をクリックする
[発給申請状況照会 一覧] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム

ログアウト

ご利用者	予定依頼中	1件	発給申請中	1件	企業	予定依頼中	1件	発給申請中	2件
	予定手続中	0件	発給手続中	1件		予定手続中	0件	発給手続中	1件
	誓約書申請	0件	交付済完了	9件		誓約書申請	0件	交付済完了	9件

*有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは【0件】です。

メインメニュー

【研修環境】原産品判定

[原産品判定依頼書入力](#)

[原産品同意通知書入力](#)

[原産品利用状況](#)

【研修環境】発給申請

発給申請書入力

[原産品同意通知書照会](#)

[引換書・受領書印刷](#)

- ② 【発給申請状況照会 一覧】画面で、「状態」のプルダウンを「発給申請」から「空欄」に変更し、その他の検索条件を設定して「検索表示」をクリックする

発給申請状況照会 一覧

メニューに遷る

発給受付番号		状態	発給申請	商品情報	
申請日時		申請者名 (部分一致)			
説明書番号 (完全一致)		輸入者名 (部分一致)			
協定		発給事務所		1頁表示件数	20
送信ステータス		並び順	指定	受付番号	降順
			パターン	申請日昇降/指定昇降	

検索表示

*申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
*過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

新規入力 TSV形式で新規入力



発給申請状況照会 一覧

メニューに遷る

発給受付番号		状態	空欄	商品情報	
申請日時	2023/04/26	申請者名 (部分一致)	上高地		
説明書番号 (完全一致)		輸入者名 (部分一致)			
協定	日インドネシア協定	発給事務所		1頁表示件数	20
送信ステータス		並び順	指定	受付番号	降順
			パターン	申請日昇降/指定昇降	

検索表示

*申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
*過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

新規入力 TSV形式で新規入力

協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	品名	手数料 (円)	送信 ステータス	再発	修正	削除	複写	再発	印刷	申請 事務所
インドネシア	08352305	2023/04/26	発給申請	PT. TOYOTA TSUSHO INDO NESIA	上高地 花	上高地 花	BAI CHAY BRIDG E									金沢
インドネシア	08352005	2023/04/26	交付済	PT. TOYOTA TSUSHO INDO NESIA	上高地 花	上高地 花	BAI CHAY BRIDG E	59,100	送信中							金沢
インドネシア	08352805	2023/04/26	交付済		上高地 花	上高地 花		2,500	送信中							金沢
インドネシア	083527405	2023/04/26	交付済	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	上高地 花	上高地 花	BAI CHAY BRIDG E	2,500	送信中							金沢

検索件数: 4

※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1

一覧印刷 戻る

- ③ 再発給申請する発給申請情報の受付番号をクリックする
状態が「交付済」かつ送信ステータスが「送信完了」であれば、再発給申請が可能です。

発給申請状況照会 一覧

メニューに遷る

発給受付番号		状態	空欄	商品情報	
申請日時		申請者名 (部分一致)			
説明書番号 (完全一致)		輸入者名 (部分一致)			
協定		発給事務所		1頁表示件数	20
送信ステータス	送信完了	並び順	指定	受付番号	降順
			パターン	申請日昇降/指定昇降	

検索表示

*申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
*過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

新規入力 TSV形式で新規入力

協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	品名	手数料 (円)	送信 ステータス	再発	修正	削除	複写	再発	印刷	申請 事務所
インドネシア	08225805	2023/03/03	交付済		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	BAI CHAY BRIDG E	42,000	送信完了							東京
インドネシア	08225905	2023/03/03	交付済		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	BAI CHAY BRIDG E	2,500	送信完了							東京
インドネシア	082258105	2023/03/03	交付済		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	BAI CHAY BRIDG E	2,050	送信完了							東京
インドネシア	082258005	2023/03/03	交付済		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	BAI CHAY BRIDG E	42,000	送信完了							東京
インドネシア	082257805	2023/03/03	交付済		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	BAI CHAY BRIDG E	2,050	送信完了							東京

検索件数: 5

※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1

一覧印刷 戻る

- ④ [発給申請書参照] 画面で、画面に一番下までスクロールして [再発給] ボタンをクリックする
再発給を行うか否かの確認画面が表示されます。

- ⑤ 内容をよく確認し、[再発給する] ボタンをクリックする
[再発給申請書入力] 画面が表示されます。

(3) 再発給申請書を提出する

- ① [再発給申請書入力] 画面で、記載事項の [変更の発生事由] 欄で変更が発生した理由を入力し、
[修正入力] ボタンをクリックする

tstjcci.or.jp の内容

メニューに戻る

証明書の記載事項を変更しますか？

OKをクリックすると、発給申請入力修正画面に移行します。
記載事項を変更し、「発給申請」をクリックすると、再発給申請書に掲載される記載事項変更部分の一覧が自動的に作成されます。

OK キャンセル

再発給申請書の発給等に
種特定原産地証明書は、当社の電

日本商工会議所 発給

当社/私が発給した第一種特定原産地証明書の発行条件に基づき、子計算簿等から消去済みであり、印

※下記の欄のうち、◎のついた欄

申請者	◎ 企業登録番号	A00285913
	◎ 氏名または名称	株式会社 テスト企業 1 (上高地事務所利用可能)
	◎ 住所(所在地)	東京都千代田区丸の内1-2-3-4
	◎ 代表者氏名	上高地 花子
本件に関する担当者	◎ 氏名:全角	あいうえおかきくけこさしずせそ
	◎ 電話番号:半角	
	FAX番号:半角	
	E-mail:半角	

※不明な場合は提出先事務所にお問い合わせください。

再発給元の第一種特定原産地証明書	証明書番号	*****
	発給受付番号	083577405

再発給事由 記載事項変更

※再申請理由を具体的にご記入ください。

変更の発生事由	船積予定日の修正が発生したため
---------	-----------------

注1) 記載事項変更の場合、バイヤーからの要請、現地からの要請等の理由は不可。

キャンセル 修正入力

② [発給申請書入力] 画面で再発給申請書の作成を行う

作成が完了したら、画面一番下の [内容確定] ボタンをクリックします。

発給申請書入力

メニューに戻る

内容確定

発給申請書

日本商工会議所 発給

注意事項

1. 当社/私は、発給申請書に際し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当社の発給申請書に係る申請内容は全て真正であることを誓じます。
2. 当社/私は、発給申請書に際し、記載内容に該当する製産品を特定原産地証明書の発給の日以後に本関「日プルネイ協定、日アセアン協定、日インド協定、日オーストラリア協定、日ASEAN協定およびRCEP協定」の年報に保存し、再発給及び取消の確定する発給履歴からの削除に応じて提出することと誓約します。
3. 当社/私は、当社の発給申請書についてのご都合の事実を知ったときは、直ちにその旨を郵送により関係機関に通知することと誓約します。
① 特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
② 特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
③ 特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
4. 当社/私は、システムサービス利用規約の内容を承認し、その旨に則って本サービスを利用することを誓約します。

以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入します。



tstjcci.or.jp の内容

メニューに戻る

※本件に関するご担当者や手数料

再発給申請書の確認画面に移行します。

OK キャンセル

本件に関するご担当者

よろしいですか？

入力いただいた個人情報は、第三者に提供することはありません。

本件に関するご担当者	◎ 氏名:全角	
	◎ 電話番号:半角	12-3456-7890
	FAX番号:半角	
	◎ E-mail:半角	jcci_honbantes001@exceedone.co.jp

■手数料納付・証明書の交付方法

※e-COデータ(システムトラブル時はPDF発給)のための、現金払いと窓口交付、郵送は選択できません。
銀行振込/クレジット決済の場合のe-COデータの送信(証明書の交付)は、ご入金(決済)の確認後になります。

手数料納付方法	<input checked="" type="radio"/> 後日払い	交付(受取)方法	<input checked="" type="radio"/> データ交換
---------	---------------------------------------	----------	--

■審査完了後のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	<input type="radio"/> 希望する	E-mail:半角	※メインメニューで初期値を設定できます。
	<input checked="" type="radio"/> 希望しない		

本データは証明書の発給以外の目的で使用することはない、ほかに公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日プルネイ協定、日アセアン協定、日インド協定、日オーストラリア協定およびRCEP協定は3年間)、発給履歴に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の關係(印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せず)、その単語は次の行へ印字します)で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容を確認ください(商品名、Marks and numbers 欄は、特にご注意ください)。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。

保存をすると証明書イメージがご覧いただけます。

内容確定

③ [再発給申請書入力] 画面の内容を確認し、問題なければ「発給申請」ボタンをクリックする

 メモ

- 後日払いの場合は、再発給申請が承認されると、発給システムから再発給元のe-COに対する取消データおよび再発給分がe-COが相手国税関に送信されます。
- 後日払いでない場合は、再発給申請が承認された後、クレジットによる支払いもしくは事前振込完了後に発給システムから再発給元のe-COに対する取消データおよび再発給分がe-COが相手国税関に送信されます。

4 発給手数料の支払いについて

後日払いの場合を除き、発給手数料の納付と引き換えにe-COを相手国税関に送信します。

(1) 発給手数料について

データ交換の発給手数料は、従前の専用紙発給およびPDF発給の場合と同様、①基本料+②加算額です。

①基本料：発給申請 1 件につき2,000円

②加算額：「第一種特定原産地証明書記載産品数」x「加算単価」



- 第一種特定原産地証明書に記載された輸出産品数と加算単価を掛け合わせた金額が加算額です。加算単価は1品あたり500円です。第一種特定原産地証明書記載産品に係る原産品判定番号の申請者による使用回数が20回を超えた場合、それ以降（21回目から）は50円です。
- 基本料2,000円、加算額（500円もしくは50円）とも、消費税は非課税です。

■ 手数料の計算方法

①第一種特定原産地証明書記載産品数のカウント方法

- 第一種特定原産地証明書に記載された輸出産品数を各々カウントします。
- 同一証明書に同じ輸出産品が複数記載されている場合は、それぞれを一産品としてカウントします。
- 同一産品にインボイスが複数記載されている場合も一産品としてカウントします。

②加算額の決定に使用する原産品判定番号の使用回数のカウント方法

- 使用回数のカウントは、発給申請者ごとに行います。
- 同一証明書に、同じ原産品判定番号に基づく同一の輸出産品が繰り返し記載されている場合は、それぞれの使用回数を累計します。
- データ交換開始前に交付を受けた特定原産地証明書に記載された輸出産品に係る原産品判定番号の使用回数も通算します。



- 発給手数料は、1件の第一種特定原産地証明書に記載される輸出産品数を確認し、更にその輸出産品に係る原産品判定番号のこれまでの使用回数を特定し計算します。仮に1件の証明書に同じ輸出産品名が2回記載され、かつ、その輸出産品の判定番号が同一の場合は、第一種特定原産地証明書記載産品数は2、原産品判定番号の使用回数は2回として加算されます。

(2) 発給手数料の確認方法

■ 手数料額を確認する

第一種特定原産地証明書の発給手数料は発給事務所で審査が完了した時点で確定します。

手数料金額は、第一種特定原産地証明書発給システムから確認できます。

① [発給申請] メニューの [発給申請書入力] をクリックする

[発給申請書一覧] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム ログアウト

ご利用者	判定依頼中	1件	発給申請中	1件	企業	判定依頼中	1件	発給申請中	2件
	判定手続中	0件	発給手続中	1件		判定手続中	0件	発給手続中	1件
	協約書申請	0件	交付準備完了	9件		協約書申請	0件	交付準備完了	9件

※有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは【0件】です。

■■■■■■■■■ メインメニュー ■■■■■■■■■

【研修環境】 原産地判定

- [原産地判定依頼書入力](#)
- [原産地同意通知書入力](#)
- [原産地利用状況](#)

【研修環境】 発給申請

- 発給申請書入力**
- [原産地同意通知書照会](#)
- [引換書・受領書印刷](#)

② [発給申請状況照会 一覧] 画面で、「状態」のプルダウンを「発給申請」から「空欄」に変更し、その他の検索条件を設定して「検索表示」をクリックする

発給申請状況照会 一覧 メニューに戻る

発給受付番号		状態	発給申請	商品情報	
申請日	20230426 ~	申請者名 (部分一致)		申請者名 (部分一致)	
証明書番号 (完全一致)		入力者名 (部分一致)		入力者名 (部分一致)	
協定	日インドネシア協定	発給事務所		1頁表示件数	20
送信ステータス		並び順	指定	受付番号	国
		並び順		パターン	申請日昇降/協定昇降

※申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

↓

発給申請状況照会 一覧 メニューに戻る

発給受付番号		状態		商品情報	
申請日	20230426 ~	申請者名 (部分一致)	上高地	申請者名 (部分一致)	
証明書番号 (完全一致)		入力者名 (部分一致)		入力者名 (部分一致)	
協定	日インドネシア協定	発給事務所		1頁表示件数	20
送信ステータス		並び順	指定	受付番号	国
		並び順		パターン	申請日昇降/協定昇降

※申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

③ 発給手数料を確認する発給申請情報の受付番号をクリックする

発給申請状況照会 一覧 メニューに戻る

発給受付番号		状態		商品情報	
申請日	20230426 ~	申請者名 (部分一致)	上高地	申請者名 (部分一致)	
証明書番号 (完全一致)		入力者名 (部分一致)		入力者名 (部分一致)	
協定	日インドネシア協定	発給事務所		1頁表示件数	20
送信ステータス		並び順	指定	受付番号	国
		並び順		パターン	申請日昇降/協定昇降

※申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

検索条件数: 4 ※再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1

協定	受付番号	申請日	状態	入力者名	申請者名	担当名	標名	手数料 (円)	送信ステータス	再発	修正	削除	複写	再発	印刷	申請書発行
インドネシア	063583005	2023/04/26	発給申請	PT. TOYOTA TSUBURO INDONESIA	上高地 花子	上高地 花子	BAI GRAY BRIDGE									金次
インドネシア	063583005	2023/04/26	交付済	PT. TOYOTA TSUBURO INDONESIA	上高地 花子	上高地 花子	BAI GRAY BRIDGE	59,100	送信中							金次
インドネシア	063573005	2023/04/26	交付済	〃	上高地 花子	上高地 花子		2,500	送信中							金次
インドネシア	063573405	2023/04/26	交付済	〃	上高地 花子	上高地 花子	BAI GRAY BRIDGE	2,500	送信中							金次

検索条件数: 4 ページ: 1

一頁印刷 戻る

注意

- 手数料額を確認できる証明書情報は、[状態] 欄が [手続中 (承認)] もしくは [交付済] のものです。

④ [発給申請書参照] 画面左上の発給手数料を確認する

- 発給手数料の明細を確認するには、[手数料] をクリックして [手数料明細] 画面を表示します。

発給申請書参照

原産地証明書記載情報

日本精工株式会社

1. 当社は、発給申請書に関する、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。

2. 当社は、当該発給申請書について、記載内容と一致する関係資料を原産地証明書の発給の日以降も本館（日本貿易イノベーション・サービスセンター）に提出し、日付システムおよび日付システムによる照合を行い、照合結果が一致する場合は照合結果に基づいて提出することを誓約します。

3. 当社は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を貴館により関係機関に通知することを誓約します。

○当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと

○当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと

以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入しております。

申請日: 2023年05月02日 11時47分
発行手数料: **1,000円**

国名: インドネシア協定
発給事務所: 東京事務所
税関: 羽村通 (交付日: 2023年05月02日)
受理日: 2023年05月02日
送付ステータス: 送付済

手数料明細

基本料: 2,000円 +
加算額:

商品名	原産品判定番号	使用回数	手数料
COATED OFFSET 9048	2181904288	18	900
HOKETSU KIRU TWO-SIDE COATED PAPER 14 REEL	2523116125	1	900

※ 原産品判定番号の使用10回まで900円、21回目から93円。

閉じる

(3) 発給手数料の納付方法（後日払いでない場合）

クレジット決済および事前振込は、発給システムでの手続きが必要です。システムの操作方法については、以下のマニュアルをご参照ください。

○クレジット決済マニュアル：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/credit.pdf>

○事前振込マニュアル：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/201904furikomi.pdf>

5 第一種特定原産地証明書の交付方法

データ交換では、交付した特定原産地証明書がe-COとして相手国税関に直接送付されることから、e-COを発給申請者が受け取ることはありません。

ただし、「交付済」の段階で、e-COの内容を反映したPDFファイルを発給申請書参照画面からダウンロードすることが可能です。ダウンロード可能なタイミングは、クレジット決済・事前振込の場合は、手数料の入金を確認できた後、後日払いの場合は、発給申請の審査完了後です。

輸出者（発給申請者）が輸入者にPDFファイルを送付することで、輸入者は、発給システムから相手国税関に送信されたe-COの内容を把握できるようになります。



- 発給システムから相手国税関までの間のシステムトラブルにより、e-COがインドネシア税関に送信できない状況にある場合、輸入者がPDFファイルを印刷して、相手国税関に提出して通関手続きすることになります。



- システムトラブル時以外は、PDFファイルを印刷して相手国税関に提出しても関税の減免は受けられません。
- PDFファイルそのものを必ずしも輸入者に送る必要はありませんが、PDFファイルに記載されているe-COの証明書番号は、相手国税関での輸入通関の際に、相手国税関システムで受信したe-COとの照合に必要になりますので、その証明書番号は輸入者に伝えていただく必要があります。

PDF ファイルの受取方法

① [発給申請] メニューの [発給申請書入力] をクリックする

[発給申請状況照会 一覧] 画面が表示されます。

ご利用者	予定依頼中	1件	発給申請中	1件
	予定手続中	0件	発給手続中	1件
	暫約書申請	0件	交付済完了	9件

予定依頼中	1件	発給申請中	2件
予定手続中	0件	発給手続中	1件
暫約書申請	0件	交付済完了	9件

* 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは【0件】です。

メインメニュー

【研修環境】 原産品判定	【研修環境】 発給申請
原産品判定依頼書入力	発給申請書入力
原産品同意通知書入力	原産品同意通知書照会
原産品利用状況	引換書・受領書印刷

② [発給申請状況照会 一覧] 画面で、「状態」のプルダウンを「発給申請」から「交付済」に変更し、「検索表示」をクリックする

発給申請状況照会 一覧 メニューに戻る

発給受付番号		状態	発給申請	商品情報	
申請日		申請者名 (部分一致)			
証明書番号 (完全一致)		輸入者名 (部分一致)			
協定		発給事務所		1頁表示件数	20
送信ステータス		並び順	<input checked="" type="radio"/> 指定 <input type="radio"/> バターン	発行番号 <input type="text"/> 国 <input type="text"/>	

※申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。



発給申請状況照会 一覧 メニューに戻る

発給受付番号		状態	送付済	商品情報	
申請日		申請者名 (部分一致)			
証明書番号 (完全一致)		輸入者名 (部分一致)			
協定		発給事務所		1頁表示件数	20
送信ステータス		並び順	<input checked="" type="radio"/> 指定 <input type="radio"/> バターン	発行番号 <input type="text"/> 国 <input type="text"/>	

検索表示

※申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

検索条件数: 599000 ※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 29994 [次]

協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名	申請者名	担当名	役名	手続料 (円)	送信 ステータス	再出	修正	削除	検索	再発	印刷	申請 書印刷
インドネシア	<u>062258803</u>	2023/05/12	交付済	AEC Company	日藤 三郎	日藤 三郎	Golden Bridge	2,500	送信中							



③ 該当する受付番号をクリックする

発給申請状況照会 一覧 メニューに戻る

発給受付番号		状態	送付済	商品情報	
申請日		申請者名 (部分一致)			
証明書番号 (完全一致)		輸入者名 (部分一致)			
協定		発給事務所		1頁表示件数	20
送信ステータス		並び順	<input checked="" type="radio"/> 指定 <input type="radio"/> バターン	発行番号 <input type="text"/> 国 <input type="text"/>	

検索表示

※申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

検索条件数: 599000 ※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 29994 [次]

協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名	申請者名	担当名	役名	手続料 (円)	送信 ステータス	再出	修正	削除	検索	再発	印刷	申請 書印刷
インドネシア	<u>062258803</u>	2023/05/12	交付済	AEC Company	日藤 三郎	日藤 三郎	Golden Bridge	2,500	送信中							

④ [発給申請書参照] 画面で、画面に一番下までスクロールして [証明書オンライン発給] ボタンをクリックする

証明書オンライン発給同意画面が表示されます。

本データは証明書の発給以外の目的で使用することはない、ほかに公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間（日フルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）、発給機関に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係（印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語は次の行へ印字します）で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認ください（商品名、Marks and numbers 欄は、特にご注意ください）。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。

⑤ [証明書オンライン発給同意] 画面で、[同意する] ボタンをクリックする


特定原産地証明書のPDF画面が表示されます。

発給に際し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第4条2項に基づき、以下の「留意すべき事項」を確認のうえ、引換書・受領書を印刷します。なお、「留意すべき事項」は、発給事務所窓口等での交付に代えて、本システムの以下の画面で表示されます。

<留意すべき事項> 閲覧する 閲覧しない

⑥PDFファイルをダウンロードする


- 表示された特定原産地証明書のイメージ

1. Exporter's name, address and country: Nissho Test Shoji 2-2, Marunouchi 3-Chome, Chiyodaku, Tokyo 100-0005, JAPAN		Certification no. 230036001170401405	Number of page 1 / 1	
2. Importer's name, address and country: ABC Company Jakarta, INDONESIA		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDONESIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP  CERTIFICATE OF ORIGIN FORM JIEPA Issued in Japan		
3. Means of transport and route (as far as known) Date of Shipment: May 3, 2023 Port of Discharge: IDJUT : Jakarta Utara Name of loading point: JFKB : Kobe Name of Vessel/Flight number: Golden Bridge				
4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number		5. Preference criterion	6. Quantity or weight	7. Invoice number (s) and date(s)
1): Nut:731816		C	2000 H87	111 May 1, 2023
Marks and numbers: N/A				
Number and kind of packages: 78 : Case, wooden, 20 H87 : piece				
8. Remarks: ISSUED RETROACTIVELY				
9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is JAPAN		10. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or designee office: The Japan Chamber of Commerce and Industry		



- PDFファイルは、特定原産地証明書が有効な期間内（1年間）、ダウンロードが可能です。ダウンロード回数の制限はありません。

PDF ファイルの詳細

1. Exporter's name, address and country: (欄1) 輸出者 (英文名称、住所、国名)	Certification no. (証明書番号)	Number of page (ページ番号) /	
2. Importer's name, address and country: (欄2) 輸入者 (英文名称、住所、国名)	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDONESIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP  CERTIFICATE OF ORIGIN FORM JIEPA Issued in Japan		
3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本⇒インドネシア)			
4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS 番号 Marks and numbers: (ケースマーク : 荷印、荷物番号) ※入力のない場合は N/A が自動的に印字 Number and kind of packages: (荷姿)	5. Preference criterion (欄5) 特惠基準 完全生産品 (A) 原産材料のみから生産される産品 (B) 非原産材料を使用して生産される産品 (C) <救済規程> 僅少 (DMI) 累積 (ACU) 代替性のある産品 および材料 (FGM)	6. Quantity or weight (欄6) 数量または重量	7. Invoice number(s) and date(s) (欄7) インボイス番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者発行インボイス番号と日付
8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELY が自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字			
9. Declaration by the exporter (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: -the above details and statements are true and accurate. -the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is JAPAN Place and date: Signature: (場所、日付) (場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日) (発給申請者の氏名とサイン) Name(printed): _____ Company: _____	10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or designee office: Stamp: Place and Date: (場所は交付事務所所在地、日付は承認日) (商工会議所側サイン) Signature: _____		

6 データ交換に関するQ&A

◆ コード選択

- Q. 仕向地について、コード一覧表の中に、該当する港コードがない場合は記載しなくてよいでしょうか。またL/C等で港等の文言が指定されている場合は、コードを記載せずに港名のみ記載することは可能でしょうか。
- A. コードが見当たらないとのことであれば、輸入者を通じてインドネシア税関に確認いただくのが確実です。なお、発給システム上、仕向地は任意入力、遡及発給ではない通常の発給申請であれば、積込港も任意入力です。入力する場合、コード選択＝港名選択であるため、コードと港名の記載はセットになります。
- Q. 包装形態について、数種類の包装が混在する場合は、1種類しか選べない状態だと思うのですが、どうすればいいでしょうか。
- A. 400種類ほどのコードの中から、代表的なものを選んでいただくことになります。
- Q. 包装数量・単位・形態について、どのように選択・記載すればいいのでしょうか。
- A. 代表とする包装形態コードを選択、数は総数を記載します。代表とする包装形態の基準は特にございませんので申請者でご判断いただくことになります。各製品のそれぞれの包装形態と数量・単位はインドネシア税関においてインボイス等の書類で確認することとなります。輸入者を通じてインドネシア税関に確認いただくのが確実です。
- Q. 包装形態のコード一覧を見たのですが、該当するコードが見当たりません。
- A. 輸入者を通じてインドネシア税関に確認いただくのが確実です。

◆ システムトラブル時の対応

- Q. システムトラブルが起こった場合は、発給システム上の「送信ステータス」で分かるのでしょうか。
- A. e-COの交付後、24時間以上が経過しても、「送信ステータス」が「送信中」の状態から「送信完了」、あるいは「取消中」の状態から「取消完了」に移行しない場合は、システムトラブルが起こっている可能性があります。システムトラブルが起こった場合およびシステムトラブルが解消した場合は、発給システムのログイン前画面の重要情報に案内を掲載する予定です。

◆ データ交換実施前に作成した発給申請書のデータ

- Q. 発給申請システム内にいくつか発給申請書のテンプレートを保存しています。データ交換が開始されると、今まで保存したものは引き続き使えるのでしょうか。それとも新たに入力が必要なのでしょうか。
- A. データ交換開始前の保存データは引き続き使うことが可能です。ただし、データ交換開始後、コード値等、データ交換に対応した項目を新たに入力いただく必要があります。
- Q. データ交換開始前に発給申請を行い審査中である発給申請書のデータについては、データ交換開始後、システム上、どのように処理されるのでしょうか。
- A. データ交換開始時点で審査途中の発給申請書のデータについては、すべて「保存」状態に戻ります。

◆ データ交換実施前に交付された特定原産地証明書

- Q. データ交換開始前に専用紙で交付された特定原産地証明書は、データ交換開始後、特に問題なく使えるのでしょうか。
- A. 専用紙で交付された特定原産地証明書については、証明書の有効期限内であれば有効です。

◆ 発給申請時のTSV取込

- Q. 積込地や仕向地等について、TSVにおいてコード（ID）を記載せずに英文のみ記載した場合、英文に記載した内容が発給申請書入力画面に表示されるという理解で合っていますでしょうか。
- A. ご理解のとおりです。ただし、例えば、積込地が「JPNGO : Nagoya, Aichi」の場合、コード（ID）の場合は「JPNGO」ですが、英文の場合は「Nagoya, Aichi」と、TSVに記載する文字数が多くなります。「Nagoya」と「Aichi」の間にある「,（カンマ）」の入力も必要です。カンマの入力が無いなど、不一致の場合にはTSV取り込み時にエラー画面が表示されます。

◆ その他

- Q. データ交換が実施されると、専用紙が不要になりますが、他の出荷書類（インボイス、P/L、B/L）は引き続き原本での運用となるのでしょうか。
- A. 今回のデータ交換は、特定原産地証明書に関することです。相手国税関での輸入申告時のB/Lやインボイス等の提出方法につきましては、輸入者を通じて相手国税関にお問い合わせください。
- Q. データ交換開始以前に専用紙で発給された特定原産地証明書について、再発給申請を行いたいのですが、この場合は、専用紙ではなくe-COによる再発給となるのでしょうか。
- A. データ交換開始以前に専用紙で発行した特定原産地証明書については、データ交換（e-CO）では再発給出来ませんので、新規で発給申請してください。
- ただし、専用紙で交付された特定原産地証明書については返納する義務があります。証明書の発給事務所まで必ず返納してください。専用紙での証明書が交付される前であれば返納は必要ありませんが、発給手数料は発生します。